

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	1-6
法令名	農業協同組合法	根拠条項	11-3	
許認可等	農協の信用事業規程の変更又は廃止の承認			
<p>(根拠規定)</p> <p>○ 農業協同組合法第11条第3項 信用事業規程の変更(軽微な事項その他の主務省令で定める事項に係るものを除く。)又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○ 系統金融機関向けの総合的な監督指針</p> <p>・ 農業協同組合の信用事業規程の変更の承認について 農業協同組合(以下「組合」という。)が信用事業を行うに当たっては、取り扱う事業を定款に記載するための農業協同組合法(以下「法」という。)第44条第2項に基づく定款変更認可が必要なほか、法第11条第1項の規定により、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。この承認を行うに当たっては、事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか</li><li>・ 業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか</li><li>・ 事務処理体制が整備されているか</li></ul> <p>に留意するとともに、特に次の事業については、それぞれ次に定める点を確認するものとする。</p> <p>(1) 債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている</p> <p>(2) 金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。</p> <p>(3) 信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年3月11日)第1条第1項の規定による認可を受けているか。</p> <p>(その他)</p> <p>○ 添付資料(農業協同組合法施行細則第10条第1項)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 総会(総代会)議事録抄本 (総会又は総代会の決議を経ることを要しない場合は、理事会議事録抄本)</li><li>(2) 変更しようとする新旧規定(全面変更の場合は、新の信用事業規程)</li><li>(3) 変更又は廃止理由書</li><li>(4) 事業実績及び事業計画の概要</li><li>(5) 旧の信用事業規程</li></ul>				